

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 代表取締役社長 矢島 健
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年12月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
証券コード	9284
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インク (Aberdeen Standard Investments Inc.)
住所又は本店所在地	米国 フィラデルフィア PA 19103 1735 マーケットストリート 3 2 階
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

2【提出者（大量保有者）／2】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)
住所又は本店所在地	英国 スコットランド エディンバラ ジョージストリート 1
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

3【提出者（大量保有者）／3】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	スタンダード・ライフ・ウェルス・リミテッド (Standard Life Wealth Limited) 上記法人は平成31年1月21日付でアバディーン・スタンダード・キャピタル・リミテッド(Aberdeen Standard Capital Limited)に商号変更しました。
住所又は本店所在地	英国 スコットランド エディンバラ ジョージストリート 1
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書(1)
訂正される報告書の報告義務発生日	平成31年1月15日
訂正箇所	<訂正> 平成31年1月22日に提出いたしました変更報告書(1)の記載事項の一部(下記参照)に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。 なお、訂正箇所には下線を付して記載しています。

第2 提出者に関する事項

<訂正前>

2 提出者（大量保有者）/ 2

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			<u>6,186</u>
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q <u>6,186</u>
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T <u>6,186</u>		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （平成31年1月15日 現在）	V	231,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		<u>2.68</u>
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		<u>2.63</u>

<訂正後>

2 提出者（大量保有者） / 2

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			<u>3,208</u>
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q <u>3,208</u>
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T <u>3,208</u>		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （平成31年1月15日 現在）	V	231,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		<u>1.39</u>
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		<u>1.48</u>

<訂正前>

3 提出者（大量保有者） / 3

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			<u>300</u>
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q <u>300</u>
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T <u>300</u>		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （平成31年1月15日 現在）	V 231,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	<u>0.13</u>
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	<u>0.05</u>

<訂正後>

3 提出者（大量保有者） / 3

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			3,278
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 3,278
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 3,278		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （平成31年1月15日 現在）	V 231,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	1.42
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	1.20

第４ 提出者及び共同保有者に関する総括表

<訂正前>

２ 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

(３) 共同保有における株券等保有割合の内訳

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インク (Aberdeen Standard Investments Inc.)	8,300	3.59
スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)	<u>6,186</u>	<u>2.68</u>
スタンダード・ライフ・ウェルス・リミテッド (Standard Life Wealth Limited)	<u>300</u>	<u>0.13</u>
合計	14,786	6.40

<訂正後>

２ 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

(３) 共同保有における株券等保有割合の内訳

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インク (Aberdeen Standard Investments Inc.)	8,300	3.59
スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)	<u>3,208</u>	<u>1.39</u>
スタンダード・ライフ・ウェルス・リミテッド (Standard Life Wealth Limited)	<u>3,278</u>	<u>1.42</u>
合計	14,786	6.40